

# 税負担の公平性を確保するため

# 滞納整理を強化しています

福祉や教育、消防、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。市では滞納整理を強化し、納税意識の高揚と滞納の抑制を図っています。

## 差し押さえ件数

種別	平成26年度(件)	平成25年度(件)
預貯金	379	318
給与	177	100
生命保険	240	224
所得税還付金	104	110
不動産	14	21
その他	10	7
合計	924	780

※平成26年度は、市税・国保税に127,647,005円を充てました。

## 滞納処分の流れ

### 納税通知書発送

### 督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金も加算されます。

それでも納付されない場合は、書面や電話などで催告します。

### 財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ財産の調査を行います。

※この調査は、本人の承諾なしで行うことができます。

### 財産差し押さえ

督促や催告にもかかわらず、相談なく税金を納めない場合、滞納処分により財産を差し押さえます。

### 換価処分(債権取り立て・不動産公売)

債権は原則即時取り立て、不動産は公売(売却)により金銭にし、税に充てます。

「被保険者資格証明書」が、保険証の代わりに発行されます。

「納付方法」

市では、口座振替による納付を原則化しています。自動的に預金口座から引き落としになるので、市役所や金融機関に足を運ばなくて済みます。

口座振替を希望する人は、預金通帳と届け出印を持って、市指定の金融機関に申し込んでください。また納税者本人であれば、本人名義のキャッシュカードと身分証明書を税務課に持参することも、口座振替に変更できます。

※市指定の金融機関は、納付書に記載されています。

コンビニエンスストアでも24時間納付することができ、手数料も掛かりません。

## 滞納者には滞納処分で差し押さえ

督促や催告にもかかわらず、相談なく税金を納めない滞納者に対しては、滞納処分により財産を差し押さえます。

●差し押さえ対象財産の具体例  
債権／預貯金、給与、生命保険、売掛金、所得税還付金、賃料  
不動産／土地、建物、地上権  
無体財産権／信用組合や農業協同組合などの出資金  
動産／自動車、絵画など

## 国民健康保険税(国保税)滞納者には

財産の差し押さえのほか、保険証の有効期限の短い「短期被

※利用できる店舗名は、納付書に記載されています。

## 休日・夜間納税窓口を開設

昼間や平日に、納付や納税相談を行うことができない人のため、休日(毎月第4日曜日)、夜間(月2回)に窓口を開設しています。日時などは広報やホームページで確認できます。

## 納税が困難なときは相談を!

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は相談してください。

また一括納付が難しい場合は、分割納付の相談も行っています。

## 問い合わせ先

### 市税、国保税の納付

税務課収税班

☎62・5322

### 国保保険証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎62・5331